

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吉野町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種の実施に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

吉野町長

公表日

令和3年12月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、疾病の蔓延防止のため予防接種に関する事務を行っている。 また、予防接種の実施に伴う接種費用の助成、健康被害救済に関する事務を行っている。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 予防接種の対象者の把握及び勧奨の通知に関する事務 2. 予防接種実施の記録(予防接種の種類、実施日、実施場所等)及び保存に関する事務 3. 照会申請による予防接種履歴の照会に関する事務 4. 転入者・予診票紛失者等への予診票発行に関する事務 5. 予防接種による健康被害救済に関する事務 6. 予防接種費用助成事業に関する事務 7. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークシステムを介して情報の照会を行う。</p>
③システムの名称	(1)健康管理システム(予防接種) (2)団体内統合宛名システム (3)中間サーバー (4)ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)予防接種ファイル (2)宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 番号法第9条第1項 別表第一 10の項、93の2の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 3. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	(情報提供事務) ・番号法第19条第8号、別表第二 16の2の項、16の3の項、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 (情報照会事務) ・番号法第19条第8号、別表第二 16の2の項、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長寿福祉課
②所属長の役職名	長寿福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒639-3192 奈良県吉野郡吉野町大字上市80番地の1 吉野町役場 総務課 電話番号 0746-32-3081
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒639-3192 奈良県吉野郡吉野町大字上市80番地の1 吉野町役場 総務課 電話番号 0746-32-3081

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]
いつ時点の計数か	令和3年12月15日 時点
<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	令和3年12月15日 時点
<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	評価書名	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	予防接種に関する事務	事後	評価対象の事務の対象人数が1,000人未満であった番号法別表第一の10の項の事務は、評価を行っていなかったが、新型コロナウイルス感染症の予防接種が始まったことにより、事務の対象人数が1,000人以上となり基礎項目評価の実施が必要となったが、評価の実施が遅れた。尚、評価は、番号法別表第一93の2の項の事務と併せて行う。
令和3年9月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	吉野町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	吉野町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和3年9月1日	特記事項	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。	予防接種の実施に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	予防接種に関する事務	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	<p>予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、疾病の蔓延防止のため予防接種に関する事務を行っている。</p> <p>また、予防接種の実施に伴う接種費用の助成、健康被害救済に関する事務を行っている。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 予防接種の対象者の把握及び勧奨の通知に関する事務 2. 予防接種実施の記録(予防接種の種類、実施日、実施場所等)及び保存に関する事務 3. 照会申請による予防接種履歴の照会に関する事務 4. 転入者・予診票紛失者等への予診票発行に関する事務 5. 予防接種による健康被害救済に関する事務 6. 予防接種費用助成事業に関する事務 7. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークシステムを介して情報の照会を行う。</p>	<p>吉野町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。番号利用法別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有期間が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務で使用している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 予防接種の対象者の把握及び勧奨通知 2. 予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) 3. 照会申請による予防接種履歴の照会に関する事務 4. 転入者・予診票紛失者等への予診票発行に関する事務 5. 予防接種を受けたことにより発生した健康被害の救済 6. 予防接種費用助成事業に関する事務 7. ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 8. 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供 	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 番号法第9条第1項 別表第一93の2項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2 3. 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号法第19条第5号(委託先への提供) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 番号法第9条第1項 別表第一 10の項、93の2の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 3. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号法第19条第6号(委託先への提供) 	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(情報提供事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号、別表第二 16の2の項、16の3の項、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2 <p>(情報照会事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号、別表第二115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2 	<p>(情報提供事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号、別表第二 16の2の項、16の3の項、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 <p>(情報照会事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号、別表第二 16の2の項、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第59条の2 	事後	
令和3年12月15日	1-②事務の概要	-	<p>(内容追記)</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 	事後	